

精華町第9次高齢者保健福祉計画・精華町第8期介護保険事業計画

精華町第10次高齢者保健福祉計画・精華町第9期介護保険事業計画

1. その人らしい高齢期の暮らしと活動を応援する施策

施策体系	施策	概要
(1) 健康づくり・介護予防の充実	健康づくりの推進	●「精華町健康増進計画」や「せいか365」（注1）に基づき、健康づくりや生活習慣病予防、介護予防を推進し、健康寿命の延伸をめざします。
	介護予防の充実	●ふれあいサロン等住民主体の活動の機会にあわせ、保健師等の専門職も関与し、「シニアのための健康づくり講座」等介護予防等の普及を行うとともに、介護予防活動の担い手の育成等の支援を行います。 ●健康づくり・介護予防サポーター（注2）を中心に、住民主体での体操の居場所の拡大と普及啓発に取り組みます。 ●保健事業と介護予防について、一体的に実施し、健診情報を活用した支援や地域の通いの場を活用したフレイル（注3）予防の啓発に取り組みます。 ●一般介護予防評価事業により、通いの場の参加者データ等を活用し、介護予防効果の評価、アセスメントにより、効果的な活動につなげるための支援を行います。
	介護予防ケアマネジメントの提供体制の推進	●要支援者に対する適切な介護予防ケアマネジメントの提供により、要支援状態からの自立促進・重度化の予防に取り組みます。
	リハビリテーション提供体制の強化	●寝たきり防止のために、発症早期（急性期）と回復期・維持期のリハビリテーションの提供体制の強化に取り組みます。
(2) 高齢期の社会参画機会の拡充	働く場と機会づくりの促進	●シルバー人材センター等の活動と協調しながら、働く場や社会参加等の機会づくりを促進します。 ●町内に立地している企業や雇用主に対して、国や京都府、関係機関等による高齢者の雇用に関する支援策等について情報提供を行います。
	趣味・社会貢献活動等の促進	●老人クラブ等の活動が会員の減少や高齢化を踏まえ、魅力ある活動となるよう支援します。 ●趣味活動や自主活動サークル等への参加を促すために、情報提供や場、機会づくりを行います。 ●精華町社会福祉協議会と連携し、ボランティアやNPO法人の活動等を支援します。 ●精華寿大学（注）等生涯学習施策等との連携のもとで、生涯学習・スポーツ等に親しめるよう図ります。 ●高齢者が働いているときから地域の社会活動を知る機会を得るため、先進事例を参考に、高齢者が興味を持つことができる講座の開発を進めます。
(3) 地域福祉の充実	高齢期に関する住民の相互理解の向上	●世代間交流、同世代交流を促進し、「高齢期」と「加齢に伴う生活のしづらさ」等について相互理解を深めます。
	高齢福祉ボランティアの養成・確保	●精華町ボランティアセンターを拠点として、地域の高齢福祉ボランティアの養成・確保を図るとともに、ボランティア活動に係る情報発信、交流等を行います。
	身近な居場所・活動拠点づくりの促進	●高齢の人だけでなく、障害のある人とその家族、介助・介護者等のさまざまな生活のしづらさがある人が地域で孤立することのないよう、総合的な相談支援の体制づくり、身近な居場所づくりを進めます。 ●身近な民家の活用、小中学校の空き教室活用により、常設型の身近な居場所を支援します。
	地域生活での安心サポートの充実	●緊急通報装置の設置等の緊急連絡時の体制整備に取り組みます。 ●絆ネットコーディネーター（注1）、民生委員・児童委員の活動や地域住民、まちの福祉サポート店（注2）との連携を図り、企業との協定を活用しながら、昼間独居を含む高齢者のみの世帯等への地域の見守り活動等を促進します。 ●避難行動要支援者の支援を充実させます。 ●地域共生型社会の実現に向けた支援体制の構築の促進に取り組みます。
	生活安全に係る普及啓発	●警察と連携し、交通安全、防犯・防災や特殊詐欺被害防止等について、関係機関・団体と連携し、高齢の人を中心とした地域住民への知識普及や意識啓発を行います。

1. その人らしい高齢期の暮らしと活動を応援する施策

施策体系	施策	概要	備考（主な変更理由等）
(1) 健康づくり・介護予防の充実	健康づくりの推進	●「 精華町健康増進計画 」や「 せいか365 」（ 注1 ）に基づき、健康づくりや生活習慣病予防、介護予防を推進し、健康寿命の延伸をめざします。	概要と現状にも記載があるため、削除
	介護予防の充実	●ふれあいサロン等住民主体の活動の機会にあわせ、保健師等の専門職も関与し、「シニアのための健康づくり講座」等介護予防等の普及を行うとともに、介護予防活動の担い手の育成等の支援を行います。 ● 各地域で体操の居場所ができるよう立ち上げ支援に努めます。健康づくり・介護予防サポーターを中心に、住民主体での体操の居場所の拡大と周知強化を図り、多くの方に参加してもらえるよう啓発に取り組みます。 ●保健事業と介護予防について、一体的に実施し、健診情報を活用した支援や地域の通いの場を活用したフレイル（注3）予防の啓発に取り組みます。 ●一般介護予防評価事業により、通いの場の参加者データ等を活用し、介護予防効果の評価、アセスメントにより、効果的な活動につなげるための支援を行います。	体操の居場所の立ち上げ支援について記載を追加
	介護予防ケアマネジメントの提供体制の推進	● 介護や支援が必要となった人が、安心して地域で生活できるよう、包括的・継続的なケアマネジメントを提供します。	わかりやすい表現に変更
	リハビリテーション提供体制の強化	●寝たきり防止のために、発症早期（急性期）と回復期・維持期のリハビリテーションの提供体制の強化に取り組みます。	
(2) 高齢期の社会参画機会の拡充	働く場と機会づくりの促進	●シルバー人材センター等の活動と協調しながら、働く場や社会参加等の機会づくりを促進します。 ●町内に立地している企業や雇用主に対して、国や京都府、関係機関等による高齢者の雇用に関する支援策等について情報提供を行います。	
	趣味・社会貢献活動等の促進	●老人クラブ等の活動が会員の減少や高齢化を踏まえ、魅力ある活動となるよう支援します。 ●趣味活動や自主活動サークル等への参加を促すために、情報提供や場、機会づくりを行います。 ● 精華町社会福祉協議会と連携し、ボランティアやNPO法人の活動等を支援します。 ●精華寿大学（注）等生涯学習施策等との連携のもとで、生涯学習・スポーツ等に親しめるよう図ります。 ●高齢者が働いているときから地域の社会活動を知る機会を得るため、先進事例を参考に、高齢者が興味を持つことができる講座の開発を進めます。	
(3) 地域福祉の充実	高齢期に関する住民の相互理解の向上	●世代間交流、同世代交流を促進し、「高齢期」と「加齢に伴う生活のしづらさ」等について相互理解を深めます。 ● 多様な通いの場の立ち上げにつながるよう、補助金利用や生活支援コーディネーターとの連携を可能とする支援を行います。	令和5年度から通いの場立ち上げの補助金を創設したため記載を追加
	高齢福祉ボランティアの養成・確保	● 精華町ボランティアセンターを拠点として、 地域の高齢福祉ボランティアの養成・確保を図るとともに、ボランティア活動に係る情報発信、交流等を行います。	さまざまな形でのボランティアを想定しているため、精華町ボランティアセンターの記載を削除
	身近な居場所・活動拠点づくりの促進	●高齢の人だけでなく、障害のある人とその家族、介助・介護者等のさまざまな生活のしづらさがある人が地域で孤立することのないよう、総合的な相談支援の体制づくり、身近な居場所づくりを進めます。 ● 身近な民家の活用、小中学校の空き教室活用により、常設型の身近な居場所を支援します。 ● 高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、地域包括支援センターを中心に、住民の各種相談を幅広く受け付けるとともに、相談・苦情の受付についても窓口となって支援を行います。	現状として、民家の活用や小中学校の空き教室の活用は難しいため、削除
			令和6年度から重層的体制整備事業（子育て・障害・高齢・生活困窮などの連携体制の構築等）に取り組むため、記載を追加
	地域生活での安心サポートの充実	●緊急通報装置の設置等の緊急連絡時の体制整備に取り組みます。 ●絆ネットコーディネーター（注1）、民生委員・児童委員の活動や地域住民、まちの福祉サポート店（注2）との連携を図り、企業との協定を活用しながら、昼間独居を含む高齢者のみの世帯等への地域の見守り活動等を促進します。 ●避難行動要支援者の支援を充実させます。 ●地域共生型社会の実現に向けた支援体制の構築の促進に取り組みます。	
	生活安全に係る普及啓発	●警察と連携し、交通安全、防犯・防災や特殊詐欺被害防止等について、関係機関・団体と連携し、高齢の人を中心とした地域住民への知識普及や意識啓発を行います。	

施策体系	施策	概要
(4) 権利擁護対策等の推進	高齢者虐待の予防と対策	●高齢者虐待の未然防止、早期発見につながるよう虐待に関する知識の普及に努めるとともに、虐待対策ネットワークを構築し、虐待の早期発見・早期対応を図ります。 ●虐待の対応にあたっては、虐待の被害者、加害者双方の心身のケアにあたりながら、家族の生活環境全体へのアプローチを行います。
	成年後見制度等の利用支援	●成年後見制度の審判申立制度（町長申立て）や利用支援事業（助成制度）、社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の周知と利用促進を図り、権利擁護に努めます。 ●市民後見人の育成・確保について精華町権利擁護・成年後見センター（注）の他、関係機関とともに進めます。 ●身近に相談できる窓口の啓発を図ります。
	消費者被害の予防と対策	●民生委員・児童委員や老人クラブ等の関係機関・団体との連携を図りながら啓発、注意喚起を行います。 ●消費者被害を受けた人を救済するために、消費生活センターでの相談や警察等との連携をしながら、消費者問題の解決や被害の拡大防止に努めます。
(5) 生活支援体制等の充実	介護予防・生活支援サービス事業の充実	訪問型サービス ●要支援１・２の認定を受けた方や事業対象者が自立した生活をするために、訪問介護員やボランティア等が、掃除、洗濯、買い物等の生活支援を行います。
		通所型サービス ●通所介護施設やＮＰＯ法人・住民団体による介護予防の居場所の取り組みや短期集中介護予防サービスに取り組みます。
	通いの場の充実	●高齢者ふれあいサロンや体操の居場所の活動支援に取り組みます。 ●生活支援コーディネーター（注）と連携し、地域の居場所づくりや介護予防活動を行う健康づくり・介護予防サポーター（すてき65メイト）を養成します。
	生活支援サービスの充実	●総合事業の充実をめざし、生活支援コーディネーターを中心に地域の住民、民間企業、行政が連携し、居場所、生活支援、見守りの創出に取り組んでいきます。 ●住民主体の活動、地縁組織、シルバー人材センター、ＮＰＯ法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、民間企業等の多様な主体によるさまざまな生活支援サービスの提供体制を促進します。 ●互助を基本とした生活支援サービスの充実に向け、生活支援コーディネーターや協議体等を設置し、多様な生活支援の取り組みについて検討します。 ●地域団体による総合事業や地域共生社会の考え方等、共助による福祉環境の充実が求められる中、高齢者自身も福祉の担い手として活躍できる環境整備を進めます。
(6) やさしいまちづくりの推進	高齢期に対応した住まいづくりの促進	●住宅のバリアフリー化や高齢の人を対象とした住宅等（サービス付き高齢者住宅等）に関する情報提供を行い、高齢になっても安心して住める住宅整備を行います。
	移動のしやすさの確保	●コミュニティバス「精華くるりんバス」の運行及び活用の促進に努めます。 ●買い物支援等外出の機会の充実に向け、民間事業者やＮＰＯ等の団体等と連携し、環境整備に努めます。
	公共公益的施設のバリアフリー化の促進	●公共施設、道路、公園等の整備にあたっては、「京都府福祉のまちづくり条例」「精華町やさしいまちづくり指針」に基づき、ユニバーサルデザインの考え方等を踏まえた設計とします。

施策体系	施策	概要	備考（主な変更理由等）
(4) 権利擁護対策等の推進	高齢者虐待の予防と対策	● 高齢者虐待の早期発見・早期対応の取り組みと家族の生活環境全体へのアプローチを行います。 ● 高齢者虐待の関係機関との連携の強化および庁内の連携強化により、虐待の早期発見・早期対応を図ります。 ●虐待の対応にあたっては、 継続して 虐待の被害者、加害者双方の心身のケアにあたりながら、家族の生活環境全体へのアプローチを行います。 ● 介護サービス施設等においても、研修等を通じ、虐待防止など高齢者の権利擁護を推進します。	高齢者虐待は、経済的・家族関係等複雑に問題が絡むため、実態に合わせて表記を変更 施設虐待への対応について記載を追加
	成年後見制度等の利用支援	●成年後見制度の審判申立制度（町長申立て）や利用支援事業（助成制度）、社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の周知と利用促進を図り、権利擁護に努めます。 ●市民後見人の育成・確保について精華町権利擁護・成年後見センター（注）の他、関係機関とともに進め、 身近に相談できる窓口の啓発を図ります。	文章を統合
	消費者被害の予防と対策	● 地域包括支援センター 、民生委員・児童委員や老人クラブ等の関係機関・団体との連携を図りながら啓発、注意喚起を行います。 ●消費者被害を受けた人を救済するために、消費生活センターでの相談や警察等との連携をしながら、消費者問題の解決や被害の拡大防止に努めます。	現状の取り組みの状況から地域包括支援センターを追加
(5) 生活支援体制等の充実	介護予防・生活支援サービス事業の充実	訪問型サービス ●要支援１・２の認定を受けた方や事業対象者が自立した生活をするために、訪問介護員やボランティア等が、掃除、洗濯、買い物等の生活支援を行います。 ● 訪問サービスの不足があることより、生活支援スタッフ養成を計画的に行いサービス体制の強化を図ります。	訪問型サービスが不足している現状のため、その対応について記載を追加
		通所型サービス ●通所介護施設やＮＰＯ法人・住民団体による介護予防の居場所の取り組みや短期集中介護予防サービスに取り組みます。 ● 多様なサービスへの利用につながるよう、適切な介護予防ケアマネジメントへ取り組みます。	短期集中介護予防サービスの利用後、継続的な支援やインフォーマルサービスも含めた介護予防ケアマネジメントを進めていくため、記載を追加
	通いの場の充実	● 高齢者自身も福祉の担い手として活躍できる環境整備を進め、新たな担い手育成につながる仕組みづくりに努めます。 ● 高齢者ふれあいサロンや体操の居場所の活動支援に取り組み 、生活支援コーディネーター（注）と連携し、地域の居場所づくりや介護予防活動を行う健康づくり・介護予防サポーター（すてき65メイト）を養成します。	担い手不足への対応についての記載を追加 文章を結合
	生活支援サービスの充実	●総合事業の充実をめざし、生活支援コーディネーターを中心に地域の住民、民間企業、行政が連携し、居場所、生活支援、見守りの創出に取り組んでいきます。 ●住民主体の活動、地縁組織、シルバー人材センター、ＮＰＯ法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、民間企業等の多様な主体によるさまざまな生活支援サービスの提供体制を促進します。 ●互助を基本とした生活支援サービスの充実に向け、生活支援コーディネーターや協議体等を設置し、多様な生活支援の取り組みについて検討します。 ●地域団体による総合事業や地域共生社会の考え方等、共助による福祉環境の充実が求められる中、高齢者自身も福祉の担い手として活躍できる環境整備を進めます。	
(6) やさしいまちづくりの推進	高齢期に対応した住まいづくりの促進	●住宅のバリアフリー化や高齢の人を対象とした住宅等（サービス付き高齢者住宅等）に関する情報提供を行い、高齢になっても安心して住める住宅整備を行います。	
	移動のしやすさの確保	● 鉄道、路線バス、タクシー等の公共交通機関と、町が運営する地域コミュニティ交通を組み合わせながら、日常の外出に係る交通手段を確保・維持します。 ● コンパクトで歩きたくなるまちづくりへの誘導と地域公共交通のネットワーク化により、自家用車に過度に依存しないまちへの転換を長期的視野で進めます。 ● 買い物支援等外出の機会の充実に向け、民間事業者やＮＰＯ等の団体等と連携し、環境整備に努めます。	デマンドバスの整備に進んでいるため記載を変更
	公共公益的施設のバリアフリー化の促進	●公共施設、道路、公園等の整備にあたっては、「京都府福祉のまちづくり条例」「精華町やさしいまちづくり指針」に基づき、ユニバーサルデザインの考え方等を踏まえた設計とします。	

施策体系	施策	概要
(7) 災害や感染症に係る体制整備	平時からの見守り活動の促進	●地域の見守り活動や高齢者いきいきサロン、体操の居場所など地域の支え合いの活動の支援に取り組みます。 ●地域住民、民生委員、ボランティア等と連携し、見守り活動の促進を図ります。
	避難行動要支援者(注)の支援体制の促進	●介護保険事業者、民生委員、ボランティアが連携し、災害時避難支援の必要な方の把握に努める。 ●災害時避難支援の必要な方は、介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターと本人同意による避難支援プランの作成ができるよう取り組みます。
	感染症予防のための啓発と環境整備の取り組み促進	●高齢者の重症化につながる感染症の予防策について、啓発を図ります。 ●介護サービス事業者や介護入所施設に対し、感染症についての研修会等により、事業所の感染症対策につながる環境整備に努め、感染症流行期においても、介護サービスの供給が保たれるよう支援します。
	感染症流行期の健康づくり・介護予防	●在宅においても、活動自粛下でもフレイル予防等の取り組みができるような媒体を活用し、心身の機能低下の予防に努めます。

2. 介護が必要になったときの安心をつくる施策

施策体系	施策	概要
(1) 在宅医療・介護連携の推進	居宅サービスの充実	●事業者間での適切な競争と有効な連携により、サービスの確保と質の向上を図ります。 ●必要な居宅サービスの充実を図り、安心して在宅生活が送れるよう環境整備を行います。
	介護保険施設サービス等の確保・活用	●介護予防サービスや居住サービス、地域福祉の取り組みとの連携のもとで施設サービスの最大活用を図ります。
	地域密着型サービスの充実	●可能な限り居宅や住み慣れた地域で必要な介護サービスを受けられるように、地域密着型サービスを充実させます。
	在宅医療・介護連携の推進	●地域における医療・介護の関係者が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できるよう促進します。 ●効率的で質の高い医療提供体制・在宅医療・介護の充実等が一体的に行われるよう、医療・介護担当者等の関係者による協議の場を設けます。
	看取りに関する知識普及と意識啓発の推進	●自分自身の終末期や家族の看取りに関する知識普及と意識啓発に取り組み、A C P（人生会議）（注1）の活用を促進します。 ●精華町社会福祉協議会や京都府、関係機関等との連携を図り、エンディングノート（注2）等を活用し、知識普及と意識啓発を推進します。 ●看取り期や看取り後の家族介護者等をケアするグリーフ・ケア（注3）等の普及啓発に取り組みます。
	多職種協働による看取り期のケア体制づくりの促進	●地区医師会、介護保険事業所、医療機関等の協力のもと、在宅・病院・施設等での個々人の状況に応じた質の高い看取りが実現できるよう、在宅医療・介護の連携、多職種協働等を促進します。
(2) 地域包括支援センターの運営強化	地域包括支援センターの機能充実	●さまざまな相談内容に対応し、かつ適切にこたえられるよう自己評価表の記入を行う等各職員のスキルアップを図ります。
		●町、関係医療等との多職種協働によるケアマネジメントの支援や地域のネットワーク構築等に努めます。 ●地域包括支援センターが適正に運営できているかP D C A（注）に基づき評価を行います。 ●さらなる高齢化を見据え、地域包括支援センターの体制強化を図ります。
	地域ケア会議の充実	●町と事業所、社会福祉法人、N P O法人や地域団体等、多様な主体と連携し、高齢者を支える環境について検討する等、地域ケア会議の充実を図ります。

施策体系	施策	概要	備考（主な変更理由等）
(7) 地域での災害や感染症に係る体制整備	平時からの見守り活動の促進	●地域の見守り活動や高齢者サロン、体操の居場所など地域の支え合いの活動の支援に取り組み、地域住民、民生委員、ボランティア等と連携し、見守り活動の促進を図ります。	文章を統合
	避難行動要支援者(注)の支援体制の促進	●介護保険事業者、民生委員、ボランティアが連携し、災害時避難支援の必要な方の把握に努め、災害時避難支援の必要な方は、介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターと本人同意による避難支援プランができるよう取り組みます。	文章を統合
	感染症予防のための啓発と環境整備の取り組み促進	●高齢者の重症化につながる感染症の予防策について、啓発を図ります。 ●新型コロナウイルス感染症への対応を振り返り、感染症流行期においても、介護予防サービスの供給が保たれるよう体制を整備するとともに、事業所等への支援や情報共有を行います。	新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたため記載を変更
	感染症流行期の健康づくり・介護予防	●在宅においても、活動自粛下でもフレイル予防等の取り組みができるような媒体を活用し、心身の機能低下の予防に努めます。	新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたため削除

2. 介護が必要になったときの安心をつくる施策

施策体系	施策	概要	備考
(1) 在宅医療・介護連携の推進	居宅サービスの充実	●事業者間での適切な競争と有効な連携により、サービスの確保と質の向上を図ります。 ●必要な居宅サービスの充実を図り、安心して在宅生活が送れるよう環境整備を行います。	
	介護保険施設サービス等の確保・活用	●介護予防サービスや居住サービス、地域福祉の取り組みとの連携のもとで施設サービスの最大活用を図ります。 ●サービスの利用状況や今後のサービスニーズの見込みをもとに、施設サービスの整備について検討していきます。	中長期的な視点での施設整備を検討するため記載を追加
	地域密着型サービスの充実	●可能な限り居宅や住み慣れた地域で必要な介護サービスを受けられるように、地域密着型サービスを充実させていきます。	
	在宅医療・介護連携の推進	●包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できるよう促進を行い、効率的で質の高い医療提供体制・在宅医療・介護の充実に向けて医療・介護担当者等の関係者による協議の場を設けます。	文章を統合
	看取りに関する知識普及と意識啓発の推進	●自分自身の終末期や家族の看取りに関する知識普及と意識啓発に取り組み、A C P（人生会議）（注1）の活用を促進します。 ●精華町社会福祉協議会や京都府、関係機関等との連携を図り、エンディングノート（注2）等を活用し、知識普及と意識啓発を推進します。 ●看取り期や看取り後の家族介護者等をケアするグリーフ・ケア（注3）等の普及啓発に取り組みます。	
	多職種協働による看取り期のケア体制づくりの促進	●地区医師会、介護保険事業所、医療機関等の協力のもと、在宅・病院・施設等での個々人の状況に応じた質の高い看取りが実現できるよう、在宅医療・介護の連携、多職種協働等を促進します。	
(2) 地域包括支援センターの運営強化	地域包括支援センターの機能充実	●さまざまな相談内容に対応し、かつ適切にこたえられるよう、事例検討を実施などにより対応策の検討を進めるとともに、自己評価表の記入を行う等各職員のスキルアップを図ります。 ●町、関係医療等との多職種協働によるケアマネジメントの支援や地域のネットワーク構築等に努めます。 ●地域包括支援センターが適正に運営できているかP D C A（注）に基づき評価を行います。 ●さらなる高齢化を見据え、地域包括支援センターの体制強化を図ります。	具体的な手法を記載
		●困難事例等の個別地域ケア会議を開催し、個々のケース課題から地域課題の明確化を図ります。また、個別地域ケア会議推進会議の実施を目指します。	地域ケア会議の取り組みについて記載
	地域ケア会議の充実		

施策体系	施策	概要
(3) 認知症対策の充実	普及啓発・本人発信支援	●認知症ケアパス（注１）等を活用し、認知症の正しい理解や早期発見等について、認知症地域支援推進員を中心に知識普及と意識啓発を推進します。 ●認知症サポーターの養成を精華町キャラバン・メイト連絡会とともに推進します。 ●町内すべての小中学校で認知症サポーター養成講座を実施します。 ●認知症の人が希望や必要としていること等を語り合う、「本人ミーティング」の場をつくること、当事者同士による相談活動(ピアサポーターによる支援)を推進します。
	認知症の予防に関する取り組みの促進	●運動不足の改善や生活習慣病の予防、社会参加や役割の保持につながる地域の通いの場の拡充を図ります。 ●地域回想法（注２）リーダー(つなぎ隊)を養成し、高齢者ふれあいサロン等での地域回想法の実施に取り組みます。
	医療・ケア・介護サービス・介護者への支援の促進	●かかりつけ医や、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム等と連携して認知症の早期発見・早期対応に努めます。 ●認知症初期集中支援チームによる、本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行います。
	認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援・社会参加支援の強化	●認知症の方に対しては、地域包括支援センターを中心に、地域、サービス事業者、行政が連携して、できるだけ住みやすい地域で生活できるように支援します。 ●行方不明者ＳＯＳネットワークの構築のため、関係機関や団体等と調整を図ります。 ●若年性認知症の方の、居場所づくり、就労・社会参加支援等のさまざまな分野にわたる支援を京都府等と連携をもちながら総合的に講じていきます。
(4) 家族介護支援の推進	家族介護支援の推進	●介護者リフレッシュ事業として、介護からの心身のリフレッシュ支援、介護者家族会との意見交換、介護者相互の交流会の開催、介護方法や介護予防・健康づくり等に係る教室の開催を行います。 ●認知症の方の介護者に対する支援を充実させます。 ●「介護マーク」（注）を啓発し、介護しやすい環境をめざします。 ●精華町介護者家族の会等の活動支援を行います。 ●「精華町こころの相談室」や「いのちの電話相談」を通じて介護者の精神的負担軽減に努めます。
(5) 介護保険事業の適正運営	介護保険制度・サービスに係る情報の提供	●住民が適切なサービスを利用できるように、介護保険制度の周知に取り組みます。 ●高齢福祉サービスのわかりやすさ、利用しやすさの向上に努めます。
	要介護認定・介護給付の適正の確保	●要介護認定が公平・適正に行われるよう認定調査にあたる町職員や介護支援専門員の資質向上を図ります。 ●介護認定審査会は、町単独で設置とし、円滑な認定審査の運営を図ります。 ●限られた財源の中で、適切かつ良質なサービスの提供を行うため、国や京都府とも連携し、介護保険料の確実な徴収、不必要な給付の防止、効率・効果的なサービス利用の推進等、介護給付の適正維持に努めます。
	低所得者の経済的負担の軽減	●介護保険料の低所得者対策を継続して実施します。 ●低所得者に対して、経済的な負担によりサービスの利用が抑制されないよう、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度等の適切な利用を促進します。
	介護保険サービスの質の向上	●提供される介護保険サービスの内容について、精華町による監督、利用者評価や第三者評価等を行い、その質の向上を図るとともに、住民が介護保険サービスを選択するときに、その評価を活用できるようにします。 ●住民からの苦情を受けた場合等、介護保険サービス提供事業者に対して、迅速かつ適切な改善策を講じるように指導します。 ●介護保険事業そのものに関する苦情について、関係機関の指導・助言を得ながら、保険者責任において解決に努めます。

施策体系	施策	概要	備考（主な変更理由等）
(3) 認知症対策の充実	普及啓発・本人発信支援	●認知症ケアパス（注１）等を活用により、認知症の正しい理解や早期発見等について、認知症地域支援推進員を中心に知識普及と意識啓発を推進します。 ●認知症の方やその家族が安心して地域で生活できるよう、認知症サポーターの養成を継続して行うとともに、精華町キャラバン・メイト連絡会と連携し、認知症サポーターの講師役となるキャラバン・メイトの養成等に取り組みます。 ●町内すべての小中学校で認知症サポーター養成講座を実施します。 ●精華町チームオレンジを立ち上げ、認知症の人が自分らしく暮らし続けることができるまちづくりに取り組みます。 ●認知症の人が希望や必要としていること等を語り合う、「本人ミーティング」の場をつくること、当事者同士による相談活動(ピアサポーターによる支援)を推進します。	具体的内容を記載 定着・実施できているので、削除 チームオレンジについての記載を追加
	認知症の予防に関する取り組みの促進	●高齢者の役割保持や社会参加の機会を作るとともに、住民団体の活動の継続及びフレイル予防に取り組みます。 ●地域回想法（注２）リーダー(つなぎ隊)を養成し、高齢者ふれあいサロン等での地域回想法の実施に取り組みます。	わかりやすい表現に変更
	医療・ケア・介護サービス・介護者への支援の促進	●かかりつけ医や、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム等と連携して認知症の早期発見・早期対応に努め、本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行います。	文章を統合
	認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援・社会参加支援の強化	●認知症の方に対しては、地域包括支援センターを中心に、地域、サービス事業者、行政が連携して、できるだけ住みやすい地域で生活できるように支援します。 ●行方不明者ＳＯＳネットワークの構築のため、関係機関や団体等と調整を図ります。 ●メール配信による検索連携体制の充実に取り組み、事前登録者・検索協力登録者及び検索協力企業の増加を目指します。 ●若年性認知症の方の、居場所づくり、就労・社会参加支援等のさまざまな分野にわたる支援を京都府等と連携をもちながら総合的に講じていきます。	新規の取り組みについて記載を追加
(4) 家族介護者支援の推進	家族介護支援の推進	●介護者リフレッシュ事業として、介護からの心身のリフレッシュ支援、介護者家族会との意見交換、介護者相互の交流会の開催、介護方法や介護予防・健康づくり等に係る教室の開催を行います。 ●「介護マーク」（注）を啓発し、介護しやすい環境をめざします。 ●精華町介護者家族の会等の活動支援を行います。 ●「精華町こころの相談室」や「いのちの電話相談」を通じて介護者の精神的負担軽減に努めます。 ●事業実施にあたっては、内容を介護者の意向にあったものにし、介護者の身体的、精神的負担を軽減する一助となるように事業を充実させます。	効果的な介護者支援になるよう記載を追加
(5) 介護保険事業の適正な運営	介護保険制度・サービスに係る情報の提供	●住民が適切なサービスを利用できるように、介護保険制度の周知に取り組みます。 ●高齢福祉サービスのわかりやすさ、利用しやすさの向上に努めます。	
	要介護認定・介護給付の適正の確保	●要介護認定が公平・適正に行われるよう、研修会や調査内容の点検により、認定調査にあたる町職員や介護支援専門員の資質向上、平準化を図ります。 ●介護認定審査会は、町単独で設置とし、円滑な認定審査の運営を図ります。 ●限られた財源の中で、適切かつ良質なサービスの提供を行うため、国や京都府とも連携し、介護保険料の確実な徴収、不必要な給付の防止、効率・効果的なサービス利用の推進等、介護給付の適正維持に努めます。	具体的内容を記載
	低所得者の経済的負担の軽減	●介護保険料の低所得者対策を継続して実施します。 ●低所得者に対して、経済的な負担によりサービスの利用が抑制されないよう、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度等の適切な利用を促進します。	
	介護保険サービスの質の向上	●提供される介護保険サービスの内容について、精華町による監督、利用者評価や第三者評価等を行い、その質の向上を図るとともに、住民が介護保険サービスを選択するときに、その評価を活用できるようにします。 ●住民からの苦情を受けた場合等、介護保険サービス提供事業者に対して、迅速かつ適切な改善策を講じるように指導します。 ●介護保険事業そのものに関する苦情について、関係機関の指導・助言を得ながら、保険者責任において解決に努めます。	
	安心して利用できるサービスの提供	●要介護施設において、虐待防止や従事者の通報義務・職員のストレス対策について啓発を図るとともに、人権擁護や高齢者虐待防止に関する研修等の取組みを進めます。高齢者の尊厳を傷つけるだけでなく、身体的機能の低下を引き起こすものになりうる施設等における身体拘束についても、養介護施設従事者の資質の向上や意識改革等による防止に向けた取組みを進めます。 ●感染症や災害時に介護サービスを継続して提供できるようBCP（業務継続計画）※１の策定、研修や訓練の実施が義務付けられていることから、サービス事業者に対して必要な助言や支援を行います。	新設施設虐待防止のための記載を追加 業務継続計画に関する記載を追加

施策体系	施策	概要
（６）介護人材の確保・業務効率化	福祉・介護サービス従事者の確保・育成	●介護サービス従事者の確保や研修等を充実させ、資格取得の支援を行います。 ●元気高齢者等が総合事業の介護現場で活躍できるための、研修や支援を行います。
	生活支援等の担い手の確保	●生活支援コーディネーターや協議体が中心となり、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて住民が支え合う地域づくりを進めます。
	各種制度の周知	●京都府が実施している「きょうと福祉人材育成認証制度」（注）等各種制度の周知を図ります。 ●介護人材の就労支援情報や介護ロボット導入等ＩＣＴの活用につながる情報提供を行います。
	介護現場における業務の効率化	●文書についての簡素化、標準化を図り、業務の負担軽減を図ります。 ●各種申請書様式について、ダウンロードできるように、ホームページに掲載します。

施策体系	施策	概要	備考（主な変更理由等）
（６）介護人材の確保・業務効率化	福祉・介護サービス従事者の確保・育成	●介護サービス従事者の確保や 研修等を充実させるため 、資格取得の支援を行います。 ●元気高齢者等が総合事業の介護現場で活躍できるための、研修や支援を行います。 ●京都府との連携のもと介護職員の確保に向けた取り組みを推進します。また、介護人材の確保のため、せいかジョブポイント等との連携を図っていきます。	実態を踏まえ記載を変更 具体的な内容を記載
	生活支援等の担い手の確保	●生活支援コーディネーターや協議体が中心となり、住民主体の支え合いの取り組み啓発実践を目指します。 ●地域共生型社会を意識し、取り組みを進めます。	地域共生社会についての記載を追加
	各種制度の周知	●京都府が実施している「きょうと福祉人材育成認証制度」（注）等各種制度の周知を図ります。 ●介護人材の就労支援情報や介護ロボット導入等ＩＣＴの活用につながる情報提供を行います。	
	介護現場における業務の効率化	●文書についての簡素化、標準化を図り、業務の負担軽減を図ります。 ●各種申請書様式について、ダウンロードできるように、ホームページに掲載します。	